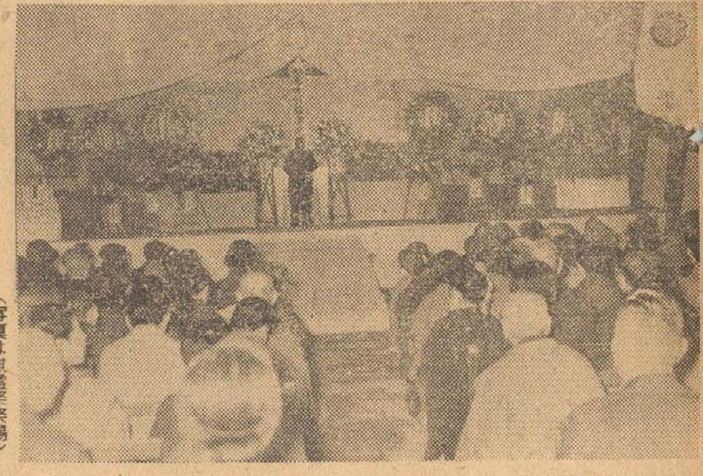


八尾市時報

発行所 八尾市役所
編集人 安尾 博
印刷所 秀文社
発行部数 18,500部
定価 一冊 五円

戦没者追悼式舉行

戦後七年間から開られることになった戦没者の追悼式は、去る五月二十四日午後八時より八尾小学校講堂内特設戦没者追悼式場にて行われ、約千三百名が参加した。



戦没者追悼式(写真は講堂内)

自治振興委員決定

總會六月八日の予定

自治振興委員は五月三十一日、足尾後一周年を迎えた。本市自治振興委員は五月三十一日、午後二時、八尾市役所講堂にて開会した。



住民登録は市民の権利義務が完全化される基を作り、真に民主的な生活ができ、明るい日本となります。市民は必ずこの登録をすませて今後の煩しい手数を省くよう七月一日はぜひ登録をすまして、各世帯には調査員がお訪ねしてご説明します。

各地區委員名簿 (各地區委員名簿)
八尾第一 (東八尾)
委員 長 奥野 寛
委員 長 八尾 庄三郎

本部役員
会長 黒川 竹松
副会長 榎野 伊之松
事務 中務 貞二
会計 榎野 伊之松
庶務 榎野 伊之松

議会の動き
五月二十三日
午前十時
自治振興委員会
午後二時
自治振興委員会

本部役員
八尾第二 (西八尾)
委員 長 榎野 伊之松
委員 長 榎野 伊之松

八尾第三 (八尾)
委員 長 榎野 伊之松
委員 長 榎野 伊之松

八尾第四 (八尾)
委員 長 榎野 伊之松
委員 長 榎野 伊之松

自治振興委員規程

(昭和二十七年五月二十七日改正)

第六條 總會は本会の最高機関であつて全委員をもつて構成し、一年一回以上總會を招集し開會する。

第七條 本会には左の役員を置く。
会長 一名
副会長 二名
事務 若干名

第八條 本会には毎月一回以上理事會を開き事務の執行に付協議する。

第九條 本会には毎月一回以上理事會を開き事務の執行に付協議する。

第十條 本会には毎月一回以上理事會を開き事務の執行に付協議する。

第十一條 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。本会の会長及び副会長は、任期満了の日に理事會の決議を経て選任される。

第十二條 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。本会の会長及び副会長は、任期満了の日に理事會の決議を経て選任される。

第十三條 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。本会の会長及び副会長は、任期満了の日に理事會の決議を経て選任される。

第十四條 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。本会の会長及び副会長は、任期満了の日に理事會の決議を経て選任される。

第一 総則
第一條 本会は八尾市自治振興委員會とす。
第二條 本会は自主的に組織し、八尾市の行政民主化の爲市政の発展を促進すると共に市民の福利を市政に反映させるを目的とする。

第二 事業
第四條 本会は第二條の目的達成を爲す爲の事業を行う。
一、市民の福利を促進する爲の事業
二、市民の福利を促進する爲の事業

第三 機関
第五條 本会には次の機関を置く。
一、總會
二、地區委員會



